

第91号

令和元年12月1日

農業委員会だより

農業委員会からのお知らせ

農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について

岡山市では、「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）に基づき、下記のとおり、次期（令和2年7月任命・委嘱）の農業委員、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）の募集を行います。

農業委員は応募による候補者の中から市長が議会の同意を得て任命

推進委員は応募による候補者の中から農業委員会が担当区域ごとに委嘱

農業委員、推進委員は、岡山市の特別職の職員となります。

[任用期間] 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで（3年間）

[募集人数] （各委員の定数）

○岡山市第一農業委員会（北区及び南区を管轄）

農業委員 17人以内 推進委員 44人

○岡山市第二農業委員会（中区及び東区を管轄）

農業委員 10人以内 推進委員 23人

※推進委員の担当区域、担当地区ごとの配置人数（3ページに記載）

[委員の報酬] 農業委員、推進委員とも、月額33,000円

[応募の方法] 自薦又は推薦（団体推薦又は個人推薦）による応募

[応募書類の配布場所等]

農業委員会事務局、農林水産課、各区役所農林水産振興課及び各支所産業建設課の窓口

※農業委員会ホームページから取得可能 (<http://www.city.okayama.jp/nougyou>)

[応募の受付期間] 令和元年12月19日（木）～令和2年1月31日（金）必着

[応募の受付場所・郵送先] 農業委員会事務局

岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎7階）

区役所、支所では、受付はできません。

規定の様式に必要書類を添えて、直接持参又は郵送でご提出ください。

窓口での受付時間は、午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日及び12月28日～1月5日を除く）

なお、郵送の場合は、令和2年1月31日までの消印を有効とします。

[問い合わせ先] 農業委員会事務局 ☎ 086-803-1564

※応募状況（途中経過、最終結果）は、農業委員会ホームページで公表。

委員の主な業務、応募資格、提出書類等は、2～3ページをご覧ください。

主な内容

1～3ページ

農業委員・推進委員の募集について

4ページ

農地相談会のお知らせ・個人ため池の届け出について

5ページ

下限面積の緩和（御津・建部）・岡山ため池保全管理サポートセンター

6～7ページ

農業者年金

8ページ

耕作放棄地に再び作付けを・全国農業新聞・編集後記

編集・発行

岡山市第一・第二農業委員会

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL: 086-803-1562, 1564 FAX: 086-231-5690

ホームページ <http://www.city.okayama.jp/nougyou/>

農業委員の応募について

① 主な業務

推進委員と連携し、農業委員会に属する事項の決定など合議体としての意思決定を行う。

- (1) 農地の権利移動等、農地法の規定による審議・許可
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（遊休農地発生の防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農の支援をするための活動等）に関する指針の策定・変更
- (3) 農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出 など

② 選考の基準

- (1) 農業に関する識見を有すること。
- (2) 農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者
- (4) 認定農業者である個人、認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人が、委員の過半数を占めること。
- (5) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない人が含まれること。
- (6) 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮すること。
- (7) 農業委員の数が、推進委員の担当区域毎に偏りが生じないよう考慮すること。

③ 提出書類

- (1) 自薦による応募 「農業委員会の委員応募書」、「同意書」
- (2) 推薦による応募 「農業委員会の委員推薦書」、「同意書」

なお、同時に、推進委員に応募することができます。

ただし、農業委員と推進委員を兼務することはできません。

農地利用最適化推進委員の応募について

① 主な業務

農業委員と連携し、担当区域の農地利用の最適化の推進のため、現場活動を行う

- (1) 農地の権利移動等の申請地の現地確認や推進委員としての意見提出
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけ
- (3) 担い手への農地集積を推進するための農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
- (4) 担い手の新規参入の促進（新規参入の担い手への農地あっせん）
- (5) 農地中間管理機構との連携 など

② 選考の基準

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有すること。
- (2) 担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者

③ 提出書類

- (1) 自薦による応募 「農地利用最適化推進委員応募書」、「同意書」
 (2) 推薦による応募 「農地利用最適化推進委員推薦書」、「同意書」

なお、同時に農業委員に応募することができます。
 また、複数の区域の推進委員にも応募が可能です。
 ただし、農業委員と推進委員との兼務することはできません。

農地利用最適化推進委員の担当区域及び配置人数

○岡山市第一農業委員会

区名	区域名	担当区域	配置人数
北 区	中央	旧岡山市（下記以外の北区）	3
	一宮	旧一宮町	3
	津高	旧津高町	3
	高松・吉備	旧高松町、旧吉備町	4
	足守	旧足守町	4
	御津	旧御津町	4
	建部	旧建部町	4
南 区	岡南	旧岡山市（下記以外の南区）	3
	福田	旧福田村	2
	妹尾	旧妹尾町	2
	興除	旧興除村	3
	藤田	旧藤田村	4
	灘崎	旧灘崎町	5

○岡山市第二農業委員会

区名	区域名	担当区域	配置人数
中 区	旭北	旧岡山市、旧高島村、旧幡多村、旧財田村	2
	旭南	旧操陽村、旧三蟠村、旧沖田村、旧富山村	3
東 区	西大寺	旧西大寺町ほか（下記以外の東区）	4
	上南	旧光政村、旧津田村、旧九蟠村、旧金田村	4
	山南	旧太伯村、旧幸島村、旧豊村、旧朝日村、旧大宮村	5
	上道	旧上道町	2
	瀬戸	旧瀬戸町	3

農業委員会からのお知らせ**農地相談会を開催します**

昨年に引き続き、農地の貸し借り、転用や所有権移転など、農地に関するさまざまなご相談をお受けする「農地相談会」を行います。

ご相談は農業委員、農地利用最適化推進委員がお受けいたします。

(ご相談は無料・予約不要ですので、お気軽にお越しください。)

開催日程は、次のとおりです。

令和元年度農地相談会

中・中央地区

開催日		開催時間	開催場所
中央	令和2年1月17日（金）	9時30分～12時	JA岡山 白石支所 (北区久米350-1)
一宮	令和2年1月23日（木）	9時30分～12時	JA岡山 一宮支所 (北区樫津766-1)

御津・建部地区

開催日		開催時間	開催場所
吉備	令和2年1月21日（火）	10時～15時	JA岡山 吉備支所 (北区平野908-1)
高松	令和2年1月24日（金）	10時～15時	JA岡山 高松支所 (北区高松141-1)
足守	令和2年1月31日（金）	9時30分～12時	JA岡山 足守支所 (北区大井2386-1)

御津・建部地区

開催日		開催時間	開催場所
建部	令和2年1月22日（水）	10時～12時	JA岡山 建部営農センター (北区建部町宮地86)
御津	令和2年2月4日（火）	10時～12時	御津公民館 (北区御津宇垣1629)

お問い合わせは、農業委員会事務局まで（電話：086-803-1564）

農村整備課からのお知らせ**個人が所有する農業用ため池の届け出が義務付けられました**

令和元年7月1日に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、個人が所有している「農業用ため池」について、今年の12月末までに岡山県に届け出ることが義務付けられました。

届け出の受付けは、岡山市の各区役所農林水産振興課、各支所産業建設課で行っています。

まだ、届け出がお済みでない方は至急届け出をお願いします。

なお、ご不明な点等は農村整備課にお問合せください。

(お問い合わせ先)

岡山市産業観光局農村整備課（岡山市北区大供一丁目1-1）

☎ 086-803-1348

農業委員会からのお知らせ

北区 御津及び建部地域において空き家に付隨する農地を取得する時に下限面積を緩和します

< 空き家とセットなら1アール（100m²）でも農地を取得できます >

農地を耕作目的で取得する時には農業委員会の許可が必要ですが、取得後の世帯の農地の合計面積が、農業委員会が定めた別段の面積（下限面積）に達しない場合は、許可を得ることができます。

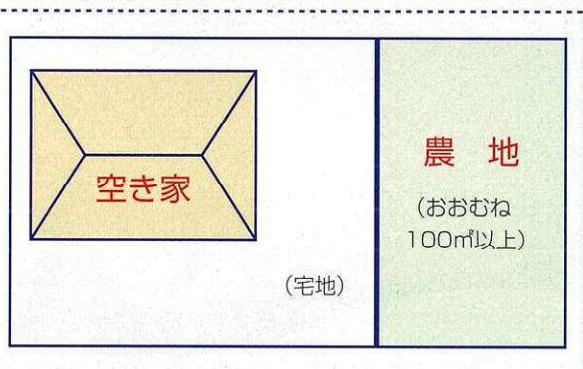
【現行の下限面積】北区 御津及び建部地域 20a (2,000m²) 又は30a (3,000m²)

○平成31年4月1日から、次のように緩和しています。

北区 御津及び建部地域において、空き家に付隨する農地を空き家と合わせて取得する場合で、一定の要件を満たすと判断したときは、特別に下限面積を緩和し、耕作放棄地の発生防止・解消を図るとともに、あわせて市内への移住定住にも寄与する。

【特別の下限面積】御津・建部地域内で一定要件を満たす場合 おおむね 1a (100m²)

【空き家と農地の概念図】



【主な要件】

- 御津及び建部地域内の農地と空き家であること。
- 緩和の適用を受ける農地が付属する空き家は、本市「空き家情報バンク」に登録されていること。
- 緩和する下限面積は、おおむね1アールとする。
- 空き家と農地を合わせて取得（所有権移転）し、管理及び耕作を行うこと。
- 荒廃農地（農地利用が不可能）でないこと。

- ※ 農地法第3条の許可を受けるためには、他にも要件があります。
- ※ 詳しくは、市役所本庁舎7階 農業委員会事務局（電話：086-803-1562）までお尋ねください。
- ※ 「空き家情報バンク」については、市役所本庁舎6階 建築指導課 空家対策推進室までお尋ねください。（電話：086-803-1410）

岡山ため池保全管理サポートセンターからのお知らせ

「岡山ため池保全管理サポートセンター」が開設されました

近年、梅雨前線や台風などにより農業用ため池が被害を受けるケースが多く発生しています。このため、管理者の相談窓口「岡山ため池保全管理サポートセンター」が開設されました。漏水などため池の異常が生じた場合、専門技術者による助言や現地パトロールを行います。お問い合わせの際には、ため池の所在・ため池の名前・ため池の番号をお知らせください。ため池の番号は各区役所農林水産振興課・支所産業建設課・北区土木農林分室で確認できます。（お問い合わせ先）

岡山ため池保全管理サポートセンター（岡山市中区中納言町1-6）

☎ 086-207-2282（毎週月・木曜日 9時～12時 13時～16時）

若い農業者の皆さん! 自分の老後 自分で守れますか?

若い
今こそ年金
アクション!

若い農業者の方は、国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」に加入して
安心で豊かな老後を!



ポイント

1

国庫補助で手厚い支援!
1万円の自己負担で**2万円の積立てが実現!**

ポイント

2

早く加入すれば、**国庫補助が長く受けられる**

ポイント

3

自ら支払った保険料は、
全額社会保険料控除の対象!
さらに**保険料は自由に選べる!**

詳しくは… 農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



**ポイント
1 の説明**

まだ経営が安定していない若いちは、 月々の負担が少ない特例保険料(国庫補助)を 活用して豊かな老後生活に備えましょう。

補助要件

- 保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円~6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です)になります。

■国庫補助対象者と保険料

区分	必要な要件	保険料(補助額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円 (6千円)	1万6千円 (4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円 (6千円)	—

※国庫補助額は保険料月額2万円(固定)に対する補助額(割合)です。 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1~5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

**ポイント
2 の説明**

早く加入すれば、国庫補助額は大きい。

注意

国庫補助部分の年金を受給するには、経営継承が必要です。

国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、原則65歳から生涯受け取ることができます。(60歳からの繰上げ受給も可能です。)国庫補助部分の年金を受給する際には、加入期間として20年以上(カラ期間を含む)、と経営継承が必要となります。経営継承の時期についての年齢制限はありませんので、65歳を超えてかまいません。また、国庫補助の部分に関しては、死亡一時金の適用はありません。

■農業者年金に加入すれば~ 農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間	保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合				
		保険料本人 負担分総額	農業者老齢年 金支給額(年間)	保険料本人 負担分総額	支給総額 (年間)	農業者老齢 年金支給額	特例付加年金 支給額	
20歳	40年	男性	960万円	77万円	744万円	78万円	55万円	23万円
		女性		65万円		65万円	47万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	51万円	588万円	52万円	40万円	12万円
		女性		43万円		44万円	34万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	40万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		34万円		34万円	29万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定期率が0.35%となった場合の試算です。予定期率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和元年度は、0.35%です。(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致しておりません。)

**ポイント
3 の説明**

自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象!

国庫補助を受けていても、自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。また、増収したときは節税効果を期待して、いつでも通常加入に変更でき、保険料の額も見直しできます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの第一・第二農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。TEL:086-803-1564

独立行政法人 農業者年金基金

●相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942

耕作放棄地に再び作付けを！ 草刈り機（ハンマーナイフモアー）を活用しませんか

農業委員会では、耕作放棄地解消の取り組みを行っています。

農地の所有者は、農地を荒らすことなく耕作することが求められています。

耕作放棄地となってしまった農地は、病害虫の発生による周辺農地への影響だけでなく、地域の景観にも好ましくありません。

そこで、農業委員会では平成24年度から草刈り機（ハンマーナイフモアー）を活用し、営農再開への支援活動として、耕作放棄地の解消を進めています。

「耕作はしたいけど農地が荒れている方」、「農業を再開したいけれども草刈り機を持っていない方」また、自ら耕作できないため農地中間管理機構に貸し出しを予定している方も対象となりますので、農業委員会までご相談ください。

農業の再開に向けての草刈りを、農業委員・農地利用最適化推進委員がお手伝いします。

作業受託料金は、所有者から徴収させていただきます。

（草丈、農地の面積に応じて 設定しています。）

【10アールあたりの作業委託料金】

○草丈が1mを超えるもの 22,000円

○草丈が1m以下のもの 15,000円

なお、草刈りの作業は、農業委員・農地利用最適化推進委員が行います。

草刈り機の一般の方への貸し出しは行っておりませんので、ご了承ください。

また、自分で耕作ができない場合は、農地利用集積計画（利用権設定＝市街化区域は除く）又は中間管理機構の利用により担い手農家への貸借を行い、農地の有効利用を図りましょう！！

担い手農家への橋渡しは農業委員会が行います。

草刈り作業前



草刈り作業後



編集後記

令和最初の年も残りわずかとなりました。

今年は、10月に気温が30度を超えた、大型の台風が接近するなど、秋の実りへの影響が大変心配された年となりました。

今号では、次期農業委員・推進委員の公募をはじめ、農地相談会、農業用ため池に関する情報などをお知らせしました。

今のメンバーでお送りする「農業委員会だより」は、今号で最後となります。

取材協力・情報提供してくださった皆様方、大変ありがとうございました。

次号からは新しい編集委員による発刊となります、今後とも、より良い紙面づくりにご協力をよろしくお願いします。

編集委員

安田久子 今東徳雄 板野俊之 三垣千秋
惣市英康 中野佐都子 片岡靖登 水内清郎

全国農業新聞

農業新聞を購読しませんか

月4回 金曜日発行

B3版 10~14ページ

購読料

月700円(送料込み)

お申し込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局 まで